

# 第4章

## 住まいづくりの基本理念・ 基本目標と基本方針

■住まいづくりの基本理念と基本目標, 基本方針を設定します

- 1 基本理念・基本目標
- 2 基本方針



## 4-1 基本理念・基本目標

新潟市は、平成17年の合併を経て、さらに平成19年には、本州の日本海側初の政令指定都市に移行し、「世界と共に育つ日本海政令市」、「大地と共に育つ田園型政令市」、「地域と共に育つ分権型政令市」という都市像に向けて、さらなる発展が期待されています。

また、他の政令指定都市に類を見ない程の広大な田園風景や、湊町としての町家の文化など、豊かな環境に恵まれています。その様な環境と共生する、持続可能な新たな都市として、住まう人々の誰もが安心して住み続けられる住まいづくりを進める必要があります。

このような背景において、新潟市における住宅施策の今日的課題を整理してきました。これからの新潟市において、地域それぞれの特色と魅力に溢れた住まいづくりを実践し、市民一人ひとりが心から住まう地域に愛着や誇りを感じ、生涯に渡って住み続けたいと思える住環境づくりを基本として、以下を住宅施策の基本理念として掲げます。

### < 基本理念 >

**地域の特色と魅力に溢れ、安心して  
住み続けたい、にいがた住まいづくり**

この基本理念を実現するため、新潟市の住宅事情及び住宅施策の課題を踏まえ、次の3つの基本目標を設定します。

**基本目標(1) 多様な暮らし方を支援する住まいづくり**

**基本目標(2) 人と環境にやさしく、安心・安全な住まいづくり**

**基本目標(3) 地域の魅力を活かした良質な住まいづくり**

## 4-2 基本方針

基本目標の具体的な内容とその目標の実現に向けた施策の基本方針を設定します。

### 基本目標(1) 多様な暮らし方を支援する住まいづくり

市民の生活の多様なスタイルや段階に応じた、質の高い居住ニーズに適った住宅選択を円滑に進めることができる住宅市場を誘導し、都市志向や自然志向といった多様な要望に応えられる住まいづくりを目指します。

また、既存の住宅ストックを有効に活用しながらも、適切な更新を図り、市民の暮らしを豊かにする住まいづくりを目指します。

基本方針

- ➡ ① 自ら考え誰もが住みたい、住まいづくり
- ➡ ② 活力ある住宅流通による住まいづくり
- ➡ ③ 公的賃貸住宅の整備・改善

### 基本目標(2) 人と環境にやさしく、安心・安全な住まいづくり

地球規模で広がる環境問題に対し、質の高い住宅ストックの形成を促進するため、耐久性の向上、省エネルギー化を進めるとともに、防災性や耐震性に優れた災害に強く安全な住まいづくりを目指します。また、高齢者や障害者も含めた誰もが暮らしやすい住宅・住環境を実現することによって、安心・安全な住まいづくりを目指します。

基本方針

- ➡ ① 安心・安全に配慮した住まいづくり
- ➡ ② 高齢者、障害者及び子育て世帯が安心できる住まいづくり
- ➡ ③ 地球環境にやさしい住まいづくり
- ➡ ④ 地域で支え合う新たな住まいづくり

### 基本目標(3) 地域の魅力を活かした良質な住まいづくり

既成市街地や既存住宅地、農村地域などにおいて、これまでそれぞれの地域に蓄積されてきた社会資本や都市機能、そして、歴史・文化や自然環境などの地域資源を活かして、地域の個性が感じられる魅力ある良質な住まいづくりを目指します。

基本方針

- ➡ ① 地域の特性を活かした住まいづくり
- ➡ ② 中心市街地の活性化に向けた住まいづくり
- ➡ ③ 農村集落部の既存の魅力を活かした住まいづくり

現状分析から課題抽出、そして基本理念・基本目標・基本方針の整理までの流れをまとめると以下のようになります。

